

生駒市条例第61号

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「170人」を「193人」に改める。

第3条中「消防団員は」の次に「、次の各号のいずれにも該当する者のうちから」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 市内に居住し、又は勤務する者
- (2) 18歳以上の者
- (3) 意志が強く、健康で、職務に支障のない者

第6条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

第14条第1項中「訓練等」を「訓練、広報、指導等」に改める。

第15条を次のように改める。

（報酬等の支給）

第15条 報酬は、その職に就いた日から支給し、その職を解かれたときは、その日まで支給する。

2 1の年度においてその職に任命された期間が1年に満たないときは、その報酬の額は、その期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

- 3 前2項の規定は、機関員手当及び副機関員手当の支給について準用する。
- 4 報酬、機関員手当、副機関員手当及び費用弁償は、毎年度3期に分け、当該期間の終了する日の属する月の翌月に支給する。ただし、前条第2項に規定する場合の費用弁償は、その旅行の都度支給する。
- 5 前各項に定めるもののほか、団員の報酬、機関員手当、副機関員手当及び費用弁償の支給については、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の適用を受ける職員の例による。

別表第1中「330,000円」を「264,000円」に、「266,000円」を「212,000円」に、「148,500円」を「126,000円」に、「87,000円」を「74,000円」に、「59,000円」を「53,000円」に改める。

別表第2中「27,000円」を「24,500円」に、「17,100円」を「15,500円」に改める。

別表第3中「5,000円」を「4,500円」に、「3,300円」を「3,000円」に改め、同表に次のように加える。

広報、指導等の場合	1回につき	2,000円
-----------	-------	--------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。